

世田谷区農業振興計画(案) 概要版

農と住が調和した魅力あふれる
世田谷農業
～未来につなぐ「せたがやそだち」～

計画の目的と位置づけ(第1章)

世田谷区は人口約90万人、東京23区という最も都市的な立地にありながら、農地面積は23区内2位の約90haが残っており、意欲的農業経営者が農業を続けています。また、世田谷区独自の認証農業者制度や後継者育成のためのせたがや農業塾などの先進的事業や区民との協働による農業も行われています。

さらに、都市農業には、農産物の生産以外にも生活を支える機能があります。世田谷で農業を維持振興することの意義は、「景観形成」、「交流創出」、「食育・教育」、「地産地消」、「環境保全」、「防災」の機能を発揮することにより、区民の暮らしを豊かにし、地域のブランド価値を高めることでもあります。

国においては2015年(平成27年)に都市農業振興基本法が成立し、翌年5月には都市農業振興基本計画が策定されました。これを受けて、2017年(平成29年)には生産緑地法の一部改正が行われ、さらに2018年(平成30年)には都市農地の貸借の円滑化制度が導入されるなど、この基本計画に沿って制度改正が進められています。また、東京都においても、国の動きを踏まえ、新たな「東京農業振興プラン」を2017年(平成29年)5月に策定しました。

このように都市農業は、現在大きな転換期を迎えていることから、これらの状況に的確に対応し、区内農業の振興を図ることを目的として、2019年度(平成31年度)から10か年を見通した区内農業のあり方を明らかにする「世田谷区農業振興計画」を策定します。また、この計画は、都市農業振興基本法における、世田谷区の地方計画を兼ねるものとしします。

世田谷区の農業を取り巻く状況～現状と課題(第2章)

- 1 農業者の高齢化が進んでいるため、継続的に後継者を確保・育成するとともに、担い手への支援の強化が必要です。
- 2 販売方法は、10年前と比べて、市場出荷の割合が急激に減少し、JAの共同直売所の割合が増加しています。農業者アンケートによると直販の割合が最も多くなっていますが、直売所の有無は地域差が大きいので、消費者視点に基づく農産物販売を推進する必要があります。また、都市部という世田谷の立地を最大限に生かした販路の多様化を進めるにあたって、集荷配送の仕組みづくりが課題となっています。
- 3 農業経営規模が小さいため、農産物流通販売だけでは経営的に難しい状況です。六次産業化の支援や飲食店や加工業者等との農商工連携の促進による付加価値の向上、農福連携事業など新たなビジネス展開への支援が求められています。
- 4 区民アンケートでは、農産物の供給だけでなく、農業体験への期待が高いという結果が出ました。世田谷区的生活環境の魅力を向上していくためにも、収穫体験など農業体験の機会拡充を通じて、農業・農地の持つ多面的機能への理解促進を図ります。
- 5 2007年(平成19年)からの10年間の経営耕地の減少率は29.7%と減少の一途を辿っています。2022年には、生産緑地地区指定から30年が経過することから、更なる減少も危惧されているため、生産緑地の追加指定や特定生産緑地指定を推進します。さらに、農地を保全するための区独自の制度も考えていかなければなりません。

世田谷区の農業振興の基本的方向と具体的施策の展開(第3・4章)

基本方針	目標指標(10年後)	施策	具体的施策
1 多様な農業者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・農家戸数：290戸 ・農業従事者数：640人 ・認定農業者(経営体)数：60戸 ・認証農業者(経営体)数：40戸 	(1)世田谷農業をリードする農業者への重点的支援	①認定農業者及び認証農業者への支援 ②都市農家育成制度 ③農業経営者研修
		(2)世田谷農業の担い手の確保育成	①せたがや農業塾 ②農業後継者研修 ③後継者団体育成
		(3)世田谷農業のサポーター育成・活躍の場づくり	①農作業体験塾 ②農業サポーター登録制度の運用 ③農業サポーターのマッチング支援【新規】
		(4)多様な農業者のネットワーク構築の推進	①農業団体育成支援 ②女性農業者のネットワーク構築支援【新規】 ③農家への情報発信
2 「せたがやそだち」の流通促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食供給校数：区立小中学校全校 ・「せたがやそだち」利用登録店舗・事業者数：30店舗・事業者 ・「せたがやそだち」区民認知度：60% 	(1)「せたがやそだち」の区内流通の拡大	①学校給食への区内産農産物活用 ②区内農産物即売促進 ③マルシェ等出店支援【新規】
		(2)消費者視点に基づく農産物販売の推進	①飲食店等とのマッチング支援【新規】 ②「せたがやそだち」利用店舗登録制度構築【新規】 ③農産物集荷配送コーディネートシステムの構築【新規】
		(3)区内産農産物のブランド管理の強化	①「せたがやそだち」の消費者・事業者マーケティング【新規】 ②「せたがやそだち」のプロモーション ③「せたがやそだち」ブランドの品質基準の構築【新規】
3 農業生産・経営の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ・施設転換の件数：100件(累計) ・農業者による新規ビジネス構築数：5件(累計) 	(1)農産物生産力の強化	①新規作付け栽培促進支援 ②高収益型農業への転換支援 ③品評会の開催
		(2)安全・安心な「食」の供給体制の強化	①東京都エコ農産物栽培農家助成制度 ②生産者情報の発信 ③都GAPの推進【新規】
		(3)新たな農業ビジネスの展開	①六次産業化・農商工連携推進支援【新規】 ②観光農園、農福連携の推進支援【新規】 ③異業種連携のマッチング支援【新規】
4 農のある暮らしの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・体験参加区民数：40,000人 ・体験事業数(園数)：120件 	(1)ライフスタイルに応じた農業体験機会の拡充	①ふれあい農園の実施 ②区民農園活用推進 ③体験農園事業の実施 ④農業公園運営
		(2)農業・農地の多面的機能の理解促進	①世田谷農業の発信イベントの開催支援 ②世田谷農業の情報発信 ③農の風景の発信【新規】
5 農地を守るまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・経営耕地面積：75ha ・生産緑地面積：74ha 	(1)農地の維持保全	①生産緑地制度の運用・指導による農地保全の推進 ②生産緑地の追加指定・再指定の推進【新規】 ③特定生産緑地指定の推進【新規】 ④農地の創出支援【新規】 ⑤都市農地の貸借円滑化法の活用【新規】 ⑥世田谷区独自の農地保全制度の検討【新規】
		(2)農業・農地保全による潤いのあるまちづくりへの貢献	①緑域環境維持農地制度 ②農地防災協定
		(3)農業公園の整備	①農業公園整備

計画の実現に向けて 区・農業者・農協・農業委員会・区民・商工業者等が各々に役割を担い、連携していきます(第5章)